

令和6年6月岡山県議会定例会提出予定案件

令和6年6月5日

件 名		内 容		
1 予算案件 (1)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和6年度岡山県一般会計補正予算(第1号)		750,550,605	4,498,710	755,049,315
2 事件案件 (1)	1 訴えの提起について (1)	<p>◎相手方 福岡県北九州市小倉南区湯川新町2丁目12番20号(パナハイツ湯川201号) 三井田 堯(施設使用者及び航空機使用者) 福岡県北九州市小倉南区西水町8番25号(レオパレス西水B103号) 山下 堅(航空機所有者)</p> <p>訴えの内容 次の判決及び仮執行の宣言を求める。 三井田 堯に対し、 (1)金1,737,742円及びこれに対する遅延損害金を支払うこと。 三井田 堯及び山下 堅に対し、 (2)岡山県岡南飛行場を明け渡すこと。 (3)不法行為による損害賠償金(不法占有となった日から明渡しの日までの間、停留料に相当する額)を支払うこと。 (4)訴訟費用は相手方らの負担とすること。</p>		
3 条例案件 (8)	別紙のとおり			
4 その他	<p>地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について</p> <p>令和5年度繰越計算書について</p>	<p>◎港湾施設管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 1件 206,365円</p> <p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 1件</p> <p>◎令和5年度岡山県一般会計繰越明許費繰越計算書 ◎令和5年度岡山県一般会計事故繰越し繰越計算書 ◎令和5年度岡山県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書 ◎令和5年度岡山県営電気事業会計予算繰越計算書 ◎令和5年度岡山県営工業用水道事業会計予算繰越計算書 ◎令和5年度岡山県流域下水道事業会計予算繰越計算書</p>		

番号	題名	提案課	概要
1	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	消防保安課	<p>高圧ガス保安法の一部改正等に鑑み、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務に同法に基づく認定高度保安実施者の製造のための施設の変更の工事等の届出の受理等に関する事務を加える等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 知事の権限に属する次の事務は、高圧ガス保安法等に基づき指定都市が処理することとされたものを除き、各市町村が処理することとする。</p> <p>(1) 高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者の製造のための施設の変更の工事等の届出の受理</p> <p>(2) 高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求</p> <p>(3) 冷凍保安規則に基づく認定保安検査実施者に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>(4) 冷凍保安規則に基づく認定高度保安実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>(5) 液化石油ガス保安規則に基づく認定保安検査実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>(6) 液化石油ガス保安規則に基づく認定高度保安実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>(7) 一般高圧ガス保安規則に基づく認定保安検査実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>(8) 一般高圧ガス保安規則に基づく認定高度保安実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年11月1日)</p>
2	岡山県税条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地方税法等の一部改正に伴い、法人の事業税について、外形標準課税の対象となる法人に、一定の基準に該当する法人を加える等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 外形標準課税の対象となる法人に、資本金の額が1億円以下の法人のうち、次の基準のいずれかに該当する法人を加える。</p> <p>(1) 前事業年度の事業税について外形標準課税の対象であった法人であって、払込資本の額が10億円を超えるもの</p> <p>(2) 次に掲げる法人（外形標準課税の対象となるものに限る。）との間に完全支配関係がある法人のうち、払込資本の額が2億円を超えるもの</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 払込資本の額が50億円を超えるもの イ 法人との間に完全支配関係がある全てのアの法人が有する株式及び出資（以下「株式等」という。）の全部を当該全てのアの法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合における当該いずれか一のもの</p> <p>2 産業競争力強化法に規定する認定特別事業再編事業者による特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として行う株式等の取得等により他の法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の法人等については、1に該当する法人であっても、当該株式等の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までは、外形標準課税の対象外とする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">（ 施行期日 令和8年4月1日。ただし、 3の一部については、条例の公布の日 3の一部については、令和7年1月1日 1(1)については、令和7年4月1日 3の一部については、公益信託に関する法律の施行の日 3の一部については、公益信託に関する法律の施行の日 の属する年の翌年一月一日 ）</p>
3	水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	生活衛生課	<p>水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に鑑み、専用水道の水道技術管理者の資格を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 専用水道の水道技術管理者の資格について、水道法施行令及び水道法施行規則と同一の基準に改める。</p> <p>2 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例において引用する厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改める。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">（ 施行期日 令和7年4月1日。ただし、 2については、条例の公布の日 ）</p>
4	岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	医薬安全課	<p>大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に鑑み、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例における薬物の定義を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正 (1) 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（以下「危険薬物条例」という。）における薬物の定義に、麻薬及び向精神薬取締法第2条第2項に規定する政令で定めるものを加える。 (2) 危険薬物条例において引用する大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の条項の改正に係る部分について、規定の整備を行う。</p> <p>2 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部改正</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>岡山県保健医療関係手数料徴収条例において引用する大麻取締法を大麻草の栽培の規制に関する法律に改めるとともに、同条例において用いられている大麻取扱者免許という用語を免許に、大麻取扱者名簿という用語を大麻草採取栽培者名簿に、大麻取扱者免許証という用語を免許証に改める。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">（ 施行期日 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日 ）</p>
5	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>指導監査課</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の職員の配置の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の職員の配置の基準について、内閣府・文部科学省告示と同一の基準に改める。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>
6	<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>指導監査課 子ども家庭課</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、乳児院等の自立支援計画の策定の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳児院等の自立支援計画の策定の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 2 保育所の職員の配置の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 3 里親支援センターの設備及び運営の基準について、内閣府令と同一の基準を定める。 4 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>

番号	題名	提案課	概要
7	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】 幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準について、内閣府・文部科学省令と同一の基準に改める。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
8	岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	子ども家庭課	<p>近年の社会情勢の変化等に伴い出現し、又は拡大してきた、青少年に対して当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為に的確に対処するため、当該行為を規制し、及び当該行為に対し罰則を設ける等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととする。</p> <p>2 1に違反して、次に掲げるいずれかの行為を行った者は、30万円以下の罰金に処することとする。</p> <p>(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為</p> <p>(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し財産上の利益を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為</p> <p>3 1に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときを除き、年齢を知らないことを理由として、2の処罰を免れることができないこととする。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年10月1日)</p>